

条件付き一般競争入札心得

四條畷市交野市清掃施設組合

(趣旨)

第1条 この心得は、四條畷市交野市清掃施設組合が行う条件付き一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、四條畷市交野市清掃施設組合契約規則、契約書案の各条項及びその他法令並びにこの心得、条件付き一般競争入札参加申出書等の事項を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

3 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約の締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

(入札参加資格等)

第3条 入札参加者は、地方自治法施行令及び四條畷市交野市清掃施設組合契約規則に基づく公告において指定した期日までに、入札参加資格に関する書類を提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することはできない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

(2) 四條畷市又は、交野市の入札参加有資格者名簿に登録されていない者

(3) 四條畷市又は、交野市において指名停止中の者

(4) 条件付き一般競争入札参加申出書を提出しなかった者及び入札参加資格を認められなかった者

(5) 入札公告に規定する条件付き一般競争入札参加資格の条件を満たさない者

(6) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者

(入札保証金)

第4条 入札参加者は、会計管理者に入札保証金を納付しなければならない。ただし、四條畷市交野市清掃施設組合契約規則第7条の規定により入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

(入札)

第5条 入札参加者は、入札当日に配布される入札書に記名押印のうえ、封かんして指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

2 入札執行回数は3回を限度とする。ただし、予定価格等を事前公表した場合は1回を限度とする。

3 入札保証金を納付する必要がある者は、入札公告に規定する日時までに会計管理者に入札保証金を納付し、入札保証金納付済書を入札執行担当職員に提示しなければならない。

4 入札書は、見積もった金額（以下「契約希望金額」という。）の110分の100に相当する金額を記載すること。

5 第2項の規定については、郵送を認めない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札執行の終了に至るまでは、入札を辞退することができる。

2 入札参加資格者として通知を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札執行担当職員等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退又はその旨を明記した入札書を入札執行担当職員に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加者としての資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の停止等)

第8条 入札参加者が不正の利益を得るために連合し、若しくは公正な価格の成立を害し、又は不穏当な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は入札の執行を取りやめることがある。

2 天災等、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は入札の執行を取りやめることがある。

(開札)

第9条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札参加者を立ち会わせて行い、その結果を口頭で入札参加者に知らせる。

(無効の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第3条第2項のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者がした入札

(2) 所定の日時及び場所に提出しない入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格未満の価格の入札

(5) 予定価格を超えた価格の入札

(6) 入札保証金に対応する制限額を超えた価格の入札

(7) 連合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(10) 同一の入札について、2以上の代理人をしたものの入札

(11) 金額を訂正した入札

(12) 金額の記載が不明確で判読不可能な入札

(13) 記名押印を欠く入札

(14) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札

(15) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第11条 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札者とする。また、最低制限価格制度を採用した入札にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札書を提出した者のうち、最低の価格をもって入札書を提出した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者又は落札候補者を定める。この場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札者に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 落札者が入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額を落札金額とする。

(契約保証金)

第12条 落札者は、契約の締結に当たっては、会計管理者に契約保証金を納付しなければならない。ただし、四條畷市交野市清掃施設組合契約規則第21条第1号又は第2号の規定により契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

(契約書の提出)

第13条 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内に契約担当職員に提出しなければならない。

(違約金の徴収)

第14条 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金と

して徴収する。ただし、第4条に規定する入札保証金の納付又は担保の提供があるときは、入札保証金を充当する。

(異議申立て)

第15条 入札参加者は、入札を行った後、この心得、仕様書、設計書、図面及び契約書案について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第16条 入札に際しては、すべて入札執行担当職員の指示に従わなければならない。